

第 56 回長崎県個人情報保護審査会 議事録

1. 日 時 平成 25 年 2 月 20 日(水) 午前 10:00 ~ 11:10
2. 場 所 長崎タクシー会館 4 階会議室 (長崎市出島 12-20)
3. 出席委員 井田委員、岡本委員、長尾委員、中村委員、堀江委員 (50 音順)
4. 事務局 県民センター 三田センター長、溝口係長、小島主任主事
5. 担当課等 こども家庭課 松本課長、原補佐、梶山係長
長崎こども・女性・障害者支援センター 柿田こども・女性支援部長
国保・健康増進課 菅補佐
(財)長崎健康事業団健康企画課 竹田長崎県移植コーディネーター
6. 議 題 個人情報の取扱いについて(臓器移植に伴う各こども・女性・障害者支援センターにおける虐待情報確認事務関係)
7. 会議結果 了承された。

【審査・応答】 会長・委員、 担当課等、 事務局

事務局	(諮問事項の概要及び長崎県個人情報保護条例の関係規定について説明。)
松本課長	(諮問事項について詳細説明。)
長尾委員	提供する情報は児童福祉法上の児童相談所が持っている情報のみと限定するというだけでよいか。
松本課長	はい。
長尾委員	家庭における配偶者暴力に関する情報も提供することになっている。こども・女性・障害者支援センターは婦人相談所としての情報も持っていると思うが、提供する情報はあくまでも児童相談所が持っている情報となるのか。
松本課長	児童相談所が家庭の状況も調査するので、あくまでも児童相談所が持っている情報に限定している。

長尾委員	<p>指針案の提供する情報の範囲について、児童相談所は昨年約240件の虐待相談を受けており、そのうち約3割が助言指導で対応を終了していると思うが、虐待の有無を判断する時の基準はどのようになっているか。医療機関に「有り」と報告する場合と「無し」と報告する時の判断はどのように行うのか。</p> <p>相談は養育している人が「自分が虐待している」等と相談するケースもあるが、それも医療機関に対して「虐待あり」と報告するのか。そのあたりの基準があるのか。</p> <p>助言指導で終わっている場合、終結からどれぐらいの期間を遡って「虐待あり」として情報提供するのか。文書の保存期間内であれば提供することとなるのか。</p>
柿田部長	<p>短期間で簡単な助言で対応が終了するケースが約33.8%となっている。一般県民等から泣き声通報などの典型的な「虐待ではないか」と言う通報があった場合に、一定の調査を経て、虐待であると認定したものが240件と整理している。これらが医療機関に対して「虐待有り」と回答するケースにあたる。</p> <p>全ての相談記録の保管期間を、終結してから5年間としているが、虐待によって施設入所に至ったケースについては、当該児童が25歳になるまで保管している。このように規定しているが、センターとしては、特に重篤なケースについては、書庫が収納可能な限りは記録を保管することとしているので、それに基づいて医療機関へ回答することになる。</p>
松本課長	<p>文書の保管は終結してから5年としているが、台帳的なものはかなり以前のものも対応できる状態になっている。</p>
長尾委員	<p>医療機関としては、10年前でも「虐待有り」となれば臓器提供できないこととなるが、そのあたりの整理はどうなっているか。</p>
竹田 コーディネーター	<p>医療機関としては、搬入された時点で虐待の疑いがあれば、臓器提供は為されない。医療機関で虐待の可能性を認識していない場合に児童相談所に照会することになり、児童相談所で「過去一度でも虐待有り」と認識していれば、医療機関としては移植しないという判断になる。</p>
堀江会長	<p>疑わしきは排除するということだと思う。</p> <p>全体像が見えない部分がある。臓器移植があり得るという機会を医療機関がつかんだ場合に、医療機関でセーフになった部分について、虐待が無かったかどうかという情報を集めることになる</p>

	<p>のだと思うが、児童相談所だけでなく、警察など情報を持っている関係機関全てから収集するのか。</p>
竹田 コーディネーター	<p>できる限り収集する必要があると思うが、時間的に難しいこともある。最も情報を持っているのは児童相談所ということになる。</p>
堀江会長	<p>例えば、警察も情報を持っているはずであるが、警察にも聞くような仕組みになっているのか。</p>
竹田 コーディネーター	<p>なっている。</p>
松本課長	<p>マニュアルのチェックリストの 13 番に警察への照会が記載されている。ただし、捜査等の関係で情報を得られないことがあり、その場合は該当無しとなる。</p> <p>平成 16 年度から虐待相談の窓口が一義的に市町になっており、まずは市町に聞いてくださいということも検討会などで言っている。市町においても同じような個人情報の取扱いになると思うので、児童相談所の取扱いを定め、市町や保健センター等にも周知する必要があると考えている。</p> <p>医療機関としては最大限の努力を行い、虐待の疑いがないと思っているが自分達では判断できない部分について色んな調査をするということ。</p>
堀江会長	<p>具体的に臓器移植に関してどんな情報があるだろうかということについて、児童相談所としても協力してくれということですね。</p>
松本課長	<p>はい。</p>
岡本委員	<p>マニュアルは法律ではないが、ガイドラインがあって、絶対にやらなければならないものは何か。</p>
松本課長	<p>絶対にやらなければならないものは無い。協力をすること。</p>
岡本委員	<p>お互いの情報共有を進めなさいということになっているが、10 年前や 20 年前でも調べないといけないという必要性はあるか。</p>
松本課長	<p>深刻な状況で連携を図っている部分については虐待ということで排除されるべきものと理解している。15 歳から 18 歳であれば</p>

	<p>自分の意志で提供できていたが、児童福祉法になるので18歳までの子どもについても虐待の有無を確認することになっており、しばらくは関わりがなかった子どもについても、過去に家庭で虐待がなかったかどうかを確認しなければならないという部分において、連携できていない部分も確認して情報提供しなければならない状況があるかと思う。</p>
岡本委員	<p>提供先は医療機関ということになり、医療機関については守秘義務があると思うが、このような情報が提供された場合の個人情報保護のチェック体制はどうなっているか。</p>
松本課長	<p>医師等医療従事者については、刑法又は関係資格法において守秘義務があり、これに違反した場合は刑罰の対象となる。医療、介護関係者における個人情報の適切な取扱いのガイドラインに沿って取扱いが定められている。</p>
竹田 コーディネーター	<p>18歳未満の場合、心臓停止の臓器摘出については手術施設があれば臓器摘出は可能であるが、実際問題として、小児科がなければ搬入されないということもあり、県内では長崎大学病院、長崎医療センター、佐世保総合病院など小児科があって、総合診療ができる機関に限られる。マニュアルや院内体制などが整備されているのは県内では4機関に限られており、ご家族が臓器提供を希望された場合に実施可能なのはこれらの4機関となる。</p>
岡本委員	<p>提供先は4機関に限定するのか。それとも依頼があればどの医療機関でも提供するのか。将来的には条件を満たす医療機関は増えていくかもしれない。</p>
竹田 コーディネーター	<p>体制が整えば臓器提供できるので、今後増えることを考えると、ガイドラインで定められた体制整備ができた機関を情報提供先としたい。</p>
岡本委員	<p>体制整備の認定はどこが行うのか。</p>
竹田 コーディネーター	<p>認定ということではないが、実際に臓器提供という話があったときに、私どもが病院をたずねガイドライン第5に記載の体制が整っているか一つひとつ確認する。</p>
岡本委員	<p>なんでもない機関が情報提供を依頼してきたときに、一つひとつ確認すると時間がかかる。事前登録ということになるか。</p>

松本課長	<p>具体的には、移植コーディネーターが間に入るので確認できるが、県外からの照会も考えられる。その場合は臓器移植ネットワークに照会することになる。現時点で県内において可能性があるのは4機関のみとなる。よくわからないところには情報提供することがないように努めたい。</p>
中村委員	<p>指針案の別紙様式1、別紙様式2は最終案か。</p>
松本課長	<p>最終ではなく、これから詰めていくもの。</p>
中村委員	<p>別紙様式2について、情報の有無と期間のみを記入することになっているが、別紙で詳しい内容を書いて報告したりするのか。</p>
松本課長	<p>情報の有無とその期間のみであり、詳細の報告は行わない。 例えば、きょうだいの名前や、具体的な虐待の内容などについても情報提供しない。</p>
岡本委員	<p>個人情報保護条例第8条第3項の条件は付けないのか。提供先の医療機関に体制が整っていれば、目的の制限なく提供することとするのか。</p>
松本課長	<p>検討する。</p>
堀江会長	<p>他都道府県の状況はどのようになっているか。</p>
松本課長	<p>12月20日に厚生労働省から医療機関との連携について通知が出ている。</p>
堀江会長	<p>他県についても、流れとしては長崎県と同じか。</p>
松本課長	<p>だいたい同じ。新潟県や秋田県は早い時期に検討している。 本県個人情報保護条例第8号第2項第3号が適用できるのではないかという議論もあったが、児童福祉部門が判断しなさいということであり、現場としては色々な悩みがある。</p>
堀江会長	<p>都道府県によって条例の規定も違うのであろうが、厚生労働省の考え方に沿って条例の解釈を行い、長崎県においては7条も8条も諮問する規定を適用するということか。</p>

松本課長	<p>昨年 9 月の新聞記事では、21 都道府県、政令市のうち 12 市が提供できると回答したとのことで、なかなか進まず、自治体としては統一的な見解を示して欲しいと書いてある。</p>
小島 主任主事	<p>本年 1 月に開催された九州・沖縄各県の個人情報保護担当者会議で確認したところ、諮問済みが 3 県、残りの 4 県は諮問予定なしとのこと。また、昨年 10 月時点では、都道府県レベルで 16 自治体が諮問している。現在では諮問する方向である都道府県が増えていると聞いている。</p>
井田委員	<p>対象児童が脳死となってから、医療機関から情報提供依頼があるのか。緊急性があるとは思いますが、その判断はどこが行うのか。脳死となることを予想して予め情報を集めるといった動きに繋がるといけないと思う。脳死に陥ってから情報提供依頼があるのかと思うが、実はそれでは間に合わないような状況もあるのか。</p>
竹田 コーディネーター	<p>情報提供の流れは、対象児童が病院に搬入され、救命不可能となって初めて臓器提供の可能性を検討することになる。その時点で臓器提供とは関係なく、医師の所見などで虐待の有無を考える。その後、ご家族から臓器提供の依頼があった場合は、医師が臓器提供の可能性を考えると、情報提供依頼があると思う。その後、虐待がなかったと確認され、医療機関で臓器提供を行ってもよいという判断をしてから、正式な臓器摘出承諾書と脳死判定承諾書を作成し、脳死判定を行う。2 回の脳死判定の終了時刻が死亡時刻となるので、法的にお亡くなりになった方となる。仮に、脳死判定が終了したあとに、虐待が否定できなかつたとなれば、そのお子さんは臓器提供もできないし、法的に死亡したことになってしまう。少なくとも脳死判定を行う前までに虐待の有無を確認する必要がある。</p> <p>時間的なことについては個別に異なるが、通常は何日間も元気であることは考え難く、早めのほうがよいということになる。</p>
井田委員	<p>緊急の場合は口頭で依頼と回答を行うことになっているが、それが土日だった場合の対応はどうなるのか。</p>
柿田部長	<p>現状でも土日も相談対応を行うため、職員が出勤して平日と同じ時間帯に勤務をしている。その時間帯以外は、一時保護所に 24 時間体制で職員が勤務している。その間に依頼があれば、緊急連絡網により責任のある職員が急行し、対応することになる。</p>

岡本委員	死者の個人情報も保護の対象となるのか。
小島 主任主事	条例本文には明記されていないが、条例の解釈運用基準において保護対象となる旨を記載している。
長尾委員	児童相談所では虐待情報を電算化しているのか。
松本課長	一部は電算化しているが、現在はシステムを新しくしているところであり、整合性を取る作業を行っている。
長尾委員	問い合わせがあったときに、電算化したデータで迅速に虐待情報を確認することができるのか。
柿田部長	現在開発中のシステムでも可能であるし、氏名が分かれば旧来の手作業でも検索できるようにしている。
堀江会長	運用については、これから詰めなければならない部分があると思うが、方向性としては提供することに問題はないと思う。審査会の結論としてはこれでよろしいか。
岡本委員	情報を提供する際に条件を付けるかどうか。あまり古い情報や軽い情報については、例えば、除外する方向で考えてほしいという条件を付けることも可能かと思う。情報提供先についても、臓器提供ネットワークで明確にされた所に限るなどの条件のつけ方もある。
松本課長	指針の中で運用面についても定めることを検討したい。
岡本委員	やってもらえると思うが、答申の中で意見として書くかどうかということ。「慎重に対応されたい」など漠然とした書き方でもよいかもしれない。
堀江会長	基本的には、臓器移植に関して、これが運用されることによって、ほんの一部が排除される場合があるということかと思う。提供された情報が他所に飛散するおそれがないようにすることなどが押さえられていれば大勢には影響ないと思われる。
岡本委員	医療機関に提供したときに、色々な関係者に情報が漏れないかといった心配がある。その辺の体制がしっかりしていればよいと思う。

堀江会長	認めることとしてよろしいですね。 答申について条件を記すかなどのご意見はありますか。なければ私と事務局にお任せいただいてよろしいでしょうか。
各委員	(同意)
堀江委員	それでは、そのようにさせていただきます。

【委員連絡事項】

岡本委員	3月末で大学を退官し、東京に戻ることにしているため、この審査会の委員も辞任させていただくことになる。
------	--

【事務局連絡事項】

小島 主任主事	県教育庁において、保有個人情報開示請求に対する諾否決定に対する審査請求があっている。今後諮問があるが、審査会の開催は4月になる見込み。
------------	---